

平成25年(ワ)第515号 損害賠償請求事件(国賠)

原 告 遠藤行雄 ほか19名

被 告 国 ほか1名















第8準備書面


平成26年9月19日




千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告国訴訟代理人弁護士

被告国指定代理人

樋 渡 利 美   
岩 崎 慎   
岩 名 勝 彦   
寺 岡 拓 也   
千 葉 健 一   
杉 山 典 子   
多 賀 井 満 理   
篠 原 智 仁   
林 周 作   
長 澤 範 幸   
南 部 崇 徳   
稲 玉 祐   
木 上 寛 子   
山 田 一 哉 

加	藤	玲	磨	
後	藤	宏	喜	
深	津	輝	彦	
内	藤	武	夫	
氏	家	一	真	
松	島	雄	基	
鶴	園	孝	夫	
武	田	龍	夫	
泉		雄	大	
三	田	裕	信	
堀	口		晋	
松	原	崇	弘	
村	川	正	徳	
中	川	幸	成	
木	村	真	一	
山	形	浩	史	
村	田	真	一	
足	立	恭	二	
荒	川	一	郎	
忠	内	巖	大	
小	林		勝	

渡	邊	桂	一	
桐	原	大	輔	
石	井	大	貴	
高	木	駿	平	
加	藤	彰	二	
村	上		豊	
金	井	貴	大	
細	川	成	己	
石	崎	裕	司	
梅	原	哲	也	
川	原	佑	介	

第1	本準備書面の骨子	1
第2	原告ら第19準備書面に対する反論	3
1	昭和45年安全設計審査指針に「単一故障指針の誤り」があるとし、これをもって本件設置等許可処分に係る国賠法上の違法を構成する旨の原告らの主張が失当であること	3
2	福島第一発電所1号機の安全審査が「名ばかり，ずさん」で不合理であったとする原告らの主張が失当であること	6
3	非常用ディーゼル発電機をタービン建屋内に設置することは申請書の記載上明らかであり，その上で原子力委員会等の行った判断に看過し難い過誤，欠落は認められないこと	8
4	本件設置等許可処分時に設置された非常用ディーゼル発電機が1台であったとしても国賠法上違法ではないこと	12
第3	原告ら第22準備書面における求釈明に対する回答及び反論	16
1	被告国は，平成19年より前から，シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組として行政指導を行うなどの措置を講じてきており，平成19年以降においても，被告東電を含む事業者に対して適宜適切に行政指導などを行ってきたこと	16
2	吉井議員の個別の質問等への対応としての情報収集や調査を行わなかったことにより，被告国の規制権限の不行使が著しく合理性を欠くということはいえないこと	18

## 第1 本準備書面の骨子

- 1 被告国は、本準備書面において、要旨次のとおり、原告らの第19準備書面における本件設置等許可処分の違法に係る主張及び原告ら第22準備書面における国会審議に係る主張に反論するとともに、同準備書面における求釈明に回答する。

原告らは、本件設置等許可処分は、アメリカ原子力委員会（AEC）の「原子力発電所一般設計指針」の瑕疵を引き継いだ昭和45年安全設計審査指針あるいはその原案段階・作成段階のものを原子炉設置許可の基準としており、国賠法上の違法がある旨主張するが、「原子力発電所一般設計指針」にいかなる瑕疵が存したのか、昭和45年安全設計審査指針の原案段階・作成段階における瑕疵が何であるのかを何ら具体的に主張するものでなく、国賠法上の違法の主張として失当である。この点においても、「原子力発電所一般設計指針」は、当時の科学的知見に照らして何ら瑕疵はなく、これを参考にした昭和45年安全設計審査指針あるいはその原案段階・作成段階に何らの瑕疵もない。また、昭和45年安全設計審査指針に「単一故障指針の誤り」があるとする原告らの主張は、同指針が、地震などの敷地の自然現象に対する設計上の要求をした上、安全保護設備等の設計の総合的な妥当性を念のため確認することを目的として単一事故の仮定に基づく事故解析を要求しているという同指針の安全確保体系を正解しないものであり、失当である。（後記第2の1）

また、原告らは、福島第一発電所1号機は、設置許可申請から6か月で許可処分がされたことをもって「慎重に審査して決定した形跡は全くみられない」と主張するが、1号機の安全審査は、適正に行われたものである。安全審査に係る瑕疵を何ら具体的に指摘せず、審査期間のみをもって違法事由があるかのようにいう原告らの主張は失当である（後記第2の2）。

さらに、原告らは、1号機について、耐震重要度Aクラスの非常用ディー

ゼル発電機が耐震重要度Bクラスのタービン建屋地下1階に設置されたことに誤りがあり、また、1号機の設置許可申請時に非常用ディーゼル発電機が1台のみとされたことは、昭和45年安全設計審査指針の要求する「独立性および重複性」の要件を欠くと主張するが、そもそも、同指針は、1号機の安全審査に用いられたものでなく、同指針の要件を欠く旨の原告らの主張は前提において失当である。この点においても、耐震重要度Aクラスの非常用ディーゼル発電機をBクラスのタービン建屋に設置されたことは、設置許可申請書添付書類によると、支持構築物に対して1つ上の耐震重要度クラスに相当する耐震性を要求し、地震時に機器配管系の機能を喪失しないことを条件に認められていることであって、この考え方は、当時の科学的、専門的知見に照らして不合理といえないから、原告らの上記主張は失当である（後記第2の3）。

また、1号機につき設置許可当時非常用ディーゼル発電機が1台とされたことについては、当時の専門家の見解では、1つのプラントにつき非常用ディーゼル発電機を2台は要求されておらず、米国にはディーゼル発電機を置いていない例もあった。昭和45年安全設計審査指針の非常用発電機2台というのは「2台とするなど」という文言からも明らかなおおりに、例示でしかなく、2号機、3号機の審査においても、同指針を先取りする形で調査審議されたが、非常用ディーゼル発電機2台のうち1台については共用であることを前提に、安全性は十分確保し得るとの判断がされている。したがって、1号機について設置許可当時非常用ディーゼル発電機が1台であったことについて、その安全審査に看過し難い過誤、欠落があったということはず、国賠法上の違法があるとはいえないから、原告らの上記主張は失当である（後記第2の4）。

2 また、原告らは、吉井議員の質問や質問主意書に基づいて、具体的なシビアアクシデント対策を執ったか等について釈明を求めているが、被告国は、

平成19年より前から、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組として行政指導を行うなどの措置を講じてきており、平成19年以降においても、被告東電を含む事業者に対して適宜適切に行政指導などを行うなどして、シビアアクシデント対策に関する措置を講じている。吉井議員の個別の質問等への対応としての情報収集や調査、シビアアクシデント対策を行わなかったことにより、被告国の規制権限の不行使が著しく合理性を欠くということはいできない（後記第3）。

なお、略語については、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第2 原告ら第19準備書面に対する反論

### 1 昭和45年安全設計審査指針に「単一故障指針の誤り」があるとし、これをもって本件設置等許可処分に係る国賠法上の違法を構成する旨の原告らの主張が失当であること

#### (1) 原告らの主張

原告らは、本件設置等許可処分は昭和41年から昭和47年にかけて行われているところ、当時の原子炉安全専門審査会の審査は、「原子炉メーカーであるGE（ゼネラル・エレクトリック社）の内部的な考え方」と昭和42年7月に発表されたアメリカ原子力委員会（AEC）の「原子力発電所一般設計指針」を参考にして行われ、昭和45年安全設計審査指針はこの「原子力発電所一般設計指針」を「ベース」にしているから、「昭和45年安全設計審査指針は、原案段階・作成段階における瑕疵を引き継いでおり、それが原子炉設置許可の基準となっているのであるから、国賠法上の違法の原因となる」と主張した上、昭和45年安全設計審査指針の中にある「単一故障指針の誤り」が国賠法上の違法を構成すると結論づける（原告ら第19準備書面4，27ページ）。

(2) 1号機から3号機の設置等許可処分の違法事由として、これら処分の調査審議に用いられていない昭和45年安全設計審査指針の「瑕疵」を指摘する原告らの主張が失当であること

しかしながら、原告らは、そもそも福島第一発電所1号機から3号機の設置等許可処分の調査審議に用いられていない昭和45年安全設計審査指針の「瑕疵」が「違法の原因」となるとする根拠について、それらの安全審査の際に、上記「GE（ゼネラル・エレクトリック社）の内部的な考え方」や上記「原子力発電所一般設計指針」が参考にされ、このうち後者が昭和45年安全設計審査指針の「ベース」となつたと述べるのみで、当時の科学的、専門的知見に照らし、具体的に、これらの「内部的な考え方」や「原子力発電所一般設計指針」にいかなる瑕疵が存し、これが同1号機から3号機の安全審査にどのように影響して、安全審査の瑕疵となるのか明らかにしていない。そのため、原告らは、そもそも、昭和45年安全設計審査指針の「原案段階・作成段階における瑕疵」が何であるのかについて、何ら具体的に指摘するものではない。したがって、調査審議に用いられていない昭和45年安全設計審査指針の「瑕疵」が同1号機から3号機の設置等許可処分の違法を構成する旨の原告らの主張は失当といわざるを得ない。

むしろ、前記「原子力発電所一般設計指針」は、当時、原子力分野の最先端にあったアメリカ原子力委員会において1967年（昭和42年）に作成されたものであり、正しく当時における最新の科学的知見が反映されていたのであるから、これを参考に策定された昭和45年安全設計審査指針について、当時の科学的、専門的知見に照らし、瑕疵を認める根拠はない。

したがって、同1号機から3号機の設置等許可処分の違法事由として、これら処分の調査審議に用いられていない昭和45年安全設計審査指針の



「瑕疵」を指摘する原告らの主張は失当である。

(3) 昭和45年安全設計審査指針に「単一故障指針の誤り」があるとする原告らの主張が失当であること

原告らが「単一故障指針の誤り」として主張するところは、「単一故障指針をもうけることによって、『事故条件と自然現象との適切な組み合わせ』を考えることをやめ」、「共通原因故障をもたらす外的要因（自然現象）を考慮していない」（原告ら第9準備書面14～16ページ）というものである。

しかしながら、被告国第6準備書面第4の3(2)（20～25ページ）で述べたとおり、昭和45年安全設計審査指針は、敷地の自然条件に対する設計上の考慮について定める同指針「2.2 敷地の自然条件に対する設計上の考慮」や耐震設計について定める同指針「2.3 耐震設計」において、外部事象に対する防護設計による安全性を確認することを求めた上で、さらに、安全保護設備等の設計の総合的な妥当性を念のため確認することを目的として、単一故障の仮定に基づく事故解析評価を要求しているのであり、自然事象に対する考慮を欠く旨の原告らの主張は、同指針の安全確保体系に関する考え方を正解しないものであり、失当である。

具体的には、同指針「2.2」においては、「(1)当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること。(2)安全上重大な事故が発生したとした場合、あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のごとく、事故による結果を軽減もしくは抑制するために安全上重要かつ必須の系および機器は、その敷地および周辺地域において、過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設

計であること」(丙ハ第2号証「2. 2」)を求めている。また、同指針「2. 3」においては、「原子炉施設は、その系および機器が地震により機能の喪失や破損を起こした場合の安全上の影響を考慮して重要度により適切に耐震設計上の区分がなされ、それぞれ重要度に応じた適切な設計であること」(同「2. 3」)を求めることにより、地震などの敷地の自然条件に対する設計上の要求をし、これにより外部事象に対する防護設計による安全性を確認している。

したがって、安全審査において、同指針「2. 2」及び同指針「2. 3」の要求を満たせば、地震などの予見可能な自然現象を原因とする安全機能の喪失はおよそ考えられないのであるから、かかる自然現象に対する安全性の考慮は、これら指針「2. 2」及び「2. 3」によりされており、単一故障の仮定に基づき行う事故解析評価においては、既に考慮された自然事象による原子炉施設への影響を改めて考慮する必要はないというのが昭和45年安全設計審査指針の基本的な考え方であり、このような安全確保体系が不合理とはいえない。

なお、本件設置等許可処分に際しては、同指針「2. 2」等により、予見可能な自然現象に対する安全性を確認したが、これによつては本件事故を防止することはできなかつた。これは、本件地震及びそれに伴う津波の発生、到来という予見できない事象が発生したことによるものであり、本件事故を防止することができなかつたことは、もとより同指針に「瑕疵」が存することを裏付けるものではない。本件設置等許可処分当時における津波到来に関する知見は、被告国第1準備書面第4の4(1)(33, 34ページ)のとおりであり、同処分当時において、本件地震及びこれに伴う津波が予見不可能であつたことは、争いがないものと解される。

## 2 福島第一発電所1号機の安全審査が「名ばかり、ずさん」で不合理であつたとする原告らの主張が失当であること

## (1) 原告らの主張

原告らは、福島第一発電所1号機が設置許可申請から6か月で許可されたことをもって、「慎重に審査して決定した形跡は全くみられない」、「安全審査は“名ばかり”“ずさん”であり、“不合理そのもの”となったことは十分に推測できる」と主張する（原告ら第19準備書面10, 11, 14ページ）。

## (2) 審査期間のみをもって違法事由があるかのようにいう原告らの主張が失当であること

しかしながら、本件設置等許可処分が国賠法上違法と評価されるのは、処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、原子力委員会等において調査審議に用いられた具体的審査基準に看過し難い不合理な点があり、あるいは、原子力委員会等の行った調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合に限られる（被告国第1準備書面第3の2・5～11ページ、同第6準備書面第2の1・3, 4ページ）。しかるに、原告らは、この点につき、許可処分までが6か月であったことを指摘するのみで、それが故に、処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、安全性に係る調査審議及び判断の過程にどのような過誤、欠落を生じたとするのかを何ら具体的に指摘するものでないから、上記原告らの主張は、同処分の違法事由に係る主張としてそもそも失当である。

この点をおくとしても、審査期間をもって、慎重に審査した形跡がみられないとか、審査が「名ばかり」、「ずさん」であるとする原告らの主張は、憶測にすぎず根拠はない。すなわち、1号機の安全審査に係る原子炉安全専門審査会の調査審議の過程は丙ハ3号証の「Ⅲ審査過程」（11, 12ページ）にあるとおり、昭和41年7月25日に専門家から構成される部会が設置され、同月27日の第1回会合において審査方針が検討されると

ともに「炉」、「環境」、「耐震」、「プラント電力」の各グループが設置されて審査が開始されて以来、現地調査を含む度重なる審査が行われた結果、原子炉の設置に係る安全性は十分確保し得るものと認められたものである。したがって、申請から許可処分までが6か月であることをもって、その安全審査において、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められず、原告らの上記主張は失当である。

**3 非常用ディーゼル発電機をタービン建屋内に設置することは申請書の記載上明らかであり、その上で原子力委員会等の行った判断に看過し難い過誤、欠落は認められないこと**

**(1) 原告らの主張**

原告らは、福島第一発電所1号機において、耐震重要度Aクラスの非常用ディーゼル発電機が耐震重要度Bクラスのタービン建屋地下1階に設置されたことにつき、「タービン建屋の地下1階に設置することを知りながら、安全審査を行い、許可処分を行ったのであるとすれば、それは明らかに間違った判断」であり（原告ら第19準備書面20ページ）、あるいは、そもそも1号機の設置許可申請書（丙ハ第40号証）の記載からすれば、「非常用ディーゼル発電機を何処に置くのか、その場所が耐震重要度分類がAなのかBなのかは、安全審査においても検討されないまま、設置許可処分が下された」旨主張する（原告ら第19準備書面23ページ）。

**(2) 原告らの主張が失当であること**

しかしながら、福島第一発電所事故において、1号機の非常用ディーゼル発電機は、本件地震に伴う津波の到来により被水し、機能喪失に至ったものと解され、機能喪失が地震動によるものであったとは認められないから、同発電機やこれが設置されたタービン建屋の耐震重要度を問題とする原告らの主張は、本件設置等許可処分の違法事由に係る主張としては失当である（被告国第6準備書面第3・6～8ページ）。

この点をおくとしても、原告らの上記主張は、以下のとおり、失当である。

#### ア 非常用ディーゼル発電機の設置位置は申請書上明らかであること

福島第一発電所1号機の設置許可申請書添付書類8「原子炉施設の安全設計に関する説明書」には、「プラント配置ならびに建物、構築物の概要」の「2.2.4タービン建家」の項目において、「本建物には、(中略)非常用ディーゼル発電機などが収容されている。」と記載されるなど(丙ハ第40号証添付資料8・8-2-(2)ページ)、タービン建屋内に非常用ディーゼル発電機を設置することが明記されており、設置許可申請時から、非常用ディーゼル発電機の設置位置が決まっていたことは明らかである。

また、前記申請書添付書類8「原子炉施設の安全設計に関する説明書」の「耐震設計」の項目で示されている重要度による分類表においては、タービン建屋が建物、構築物のBクラスに、非常用ディーゼル発電機を含む「非常用電源設備」が機器配管系のAクラスにそれぞれ分類されている(同添付資料8・8-15-(6)ページ)。

したがって、安全審査において、耐震重要度Aクラスの非常用ディーゼル発電機をBクラスのタービン建屋内に設置することについて検討された上で設置許可処分が下されたことは明らかである。

#### イ 耐震重要度Aクラスの非常用ディーゼル発電機をBクラスのタービン建屋に設置したことが不合理ではないこと

(7) 原子炉設置許可処分の安全審査に用いられる指針類において原子炉施設(設備)の重要度に応じて耐震設計上の区分がされたのは、昭和45年安全設計審査指針が初めてであったが、同指針が策定される以前に設置許可処分がされた福島第一発電所1号機についても、設置許可申請書添付書類8「原子炉施設の安全設計に関する説明書」の「耐

震設計」の項目において、原子炉施設の全ての建物、構築物、機器配管系について、安全性に対する重要度分類を行っており、前記アのとおり、タービン建屋が建物、構築物のBクラスに、非常用ディーゼル発電機を含む「非常用電源設備」が機器配管系のAクラスにそれぞれ分類されている（丙第40号証添付資料8・8-15-(6)ページ）。

もともと、前記「耐震設計」の「重要度による分類」の項目においては、「クラスAsの機器配管系は、クラスAsまたはクラスAの建物、構築物で支持し、クラスAおよびクラスBの機器配管系は、地震時にその機能を損わないことを条件として、それぞれ1クラス下の建物、構築物で支持しても差し支えないものとする。（中略）また支持構築物と機器配管系のクラスが異なる場合は、支持構築物のクラスを機器配管系のクラスとみなして、機器配管系の震度を決定する。」とされている（同添付資料8・8-15-(1)ページ）。すなわち、支持構築物に対して1つ上の耐震重要度クラスに相当する耐震性を要求し、地震時に機器配管系の機能を喪失しないことを条件とするのであれば、耐震重要度クラスA及びクラスBの機器配管系をそれぞれ1クラス下の建物、構築物で支持しても差し支えないものとしている。

上記の考え方は、通商産業省の調査機関として設置された原子力発電所安全基準委員会が昭和36年4月に策定した「原子力発電所安全基準第一次報告書」（丙ハ第52号証）が参考にされたものである。

- (4) 前記「原子力発電所安全基準第一次報告書」（丙ハ第52号証）は、昭和33年4月に原子力発電所安全基準委員会が設置されて以降、同委員会のほか、具体的審議機関としての専門委員会、小委員会における総計約340回にわたる会合に所管行政庁、電力会社、大学等の多数の学識経験者延べ約4700名の人員が参加し、審議が重ねられた上で作成されたものである。その内容は、耐震設計のみならず、立地、

発電所設計・建設，原子炉及びその付属設備，原子力圧力容器，蒸気発生器及びそれらの付属設備の構造設計，冷却系統施設，電気機器及び電気回路，配管・工作及び据付けなど，全20章に項目立てをして，原子力発電所を安全なものとするため安全基準に関して詳細かつ網羅的に定めたものであって，「原子力発電所に関する安全基準としては世界で始めて系統的に検討され」たものである（同号証1ページ）。

同報告書は，「この安全基準に関する報告書の取扱いにあたっては，（中略）これをただちに法令化することを避け当分は教科書ないしは手引き的な取扱い運用を行ない，今後なお諸外国ならびにわが国における経験等によつて逐年これを改善しつつ，その法令化も研究していくという取扱いを希望する。」（同号証1ページ）とあるとおり，安全審査における具体的審査基準として用いられたものではないが，福島第一発電所1号機の設置許可処分においても事実上参考として用いられたものである。

(ウ) 同報告書の第19章「耐震設計」第1912条「重要度による分類」の解説においては，「機器等において，その部分により要求される重要度が異なる場合は原則としてその重要度分類に応ずる許容応力等を該当部分に適用する。ただし重要度の低い部分の損傷等が重要度の高い部分に損傷を与えるおそれのある場合には重要度の高い部分に対する許容応力等を低い部分に対しても用いる。」とされている（丙ハ第52号証600ページ）。

同報告書の上記記載を参考にして，1号機の設置許可申請に当たっては，前記(ア)のとおり，機器配管系を1クラス下の建物，構築物で支持する場合は，下位クラスの建物，構築物についても上位クラスの機器配管系に準じる強度を要求することで，上位クラスの機器配管系の機能喪失を防ぐことを設計上要求しているのである。

なお、前記報告書における耐震設計の考え方は、その後、社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会の原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601，1970年版。丙ハ第53号証）としてもまとめられている。

同指針においても、「Aクラスの機器がBクラスの建物に据付けられる場合にはその機器の設計地震力は、Bクラスの建物をAクラスとみなして定めた設計震度の1.2倍から定まる地震力をとる。」と記載されているように（同号証3ページ）、上位クラス（Aクラス）の機器を下位クラス（Bクラス）の建物に据付けること自体を許容している。さらに、同指針では、「Aクラスの機器がCクラスの構築物中に設置されることは望ましいことではないが、許されないことはない。しかし、機器の基礎・支持構造として構築物に要求される強度はAクラスの機器に準じたものとなる。」とも記載されており（同号証97ページ）、Aクラスの機器を2ランク下のCクラスの構築物に設置することも、当該Cクラスの構築物の強度がAクラスに準じたものであることを前提として、許容している。

(I) したがって、福島第一発電所1号機において、Aクラスの非常用ディーゼル発電機をBクラスのタービン建屋地下1階に設置したとしても、それは、当時の科学的知見を取り入れて、地震時に上位クラスの非常用ディーゼル発電機が機能喪失しないよう設計上の考慮をした上でのことであるから、何ら不合理な点はない。

以上のことから、原告らの前記主張は失当である。

4 本件設置等許可処分時に設置された非常用ディーゼル発電機が1台であったとしても国賠法上違法ではないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、福島第一発電所1号機は設置許可申請時、非常用ディーゼル



発電機が1台のみであったから、昭和45年安全設計審査指針の「7 非常用電源設備」で設計上要求する「独立性および重複性」の要件を欠いており、そのような原子炉について内閣総理大臣が設置許可処分を行ったことは国賠法上の違法となる旨主張する（原告ら第19準備書面23～27ページ）。

## (2) 原告らの主張が失当であること

ア しかしながら、被告国第6準備書面第2の3（5，6ページ）のとおり、福島第一発電所1号機について設置（変更）許可処分がされたのは昭和41年であるのに対し、昭和45年安全設計審査指針が原子力委員会において決定されたのは昭和45年4月23日であり、同指針は、1号機の設置許可処分後に策定されたものであって、そもそも、1号機の設置許可処分における安全審査には用いられていない。

したがって、本件設置許可処分の調査審議に用いられていない審査基準の内容をもって、本件設置許可処分の国賠法上の違法性が基礎づけられるものではないから、原告の上記主張は失当である。

イ また、福島第一発電所1号機の設計は、当時最新のGE（ゼネラル・エレクトリック社）のドレスデン原発2号機の設計を参考にしているところ、同設計においても1台の非常用ディーゼル発電機を設置した後、ドレスデン原発3号機と共用の非常用ディーゼル発電機を設置していたのであり、福島第一発電所1号機の設計は、これらの海外のプラントと比較しても、何ら遜色がないものであった。

さらに、前記「原子力発電所安全基準第一次報告書」第8章「電気機器および電気回路」第805条3項においては、「発電所は発電機および連けいする送電系統が停止した場合に、保安上必要な電力を供給するための十分な能力を有する予備または後備電源設備を施設しなければならない。ただしこれらの設備は自動起動とすることが望ましい。」と規

定し（丙ハ第52号証262ページ）、同項の解説においては、「第3項は発電所の全停時において、保安に必要な電力を供給するため、ディーゼル発電機等の電源施設の設備条件を規定したものであり、瞬時停電は許容されるものがその対象となっている。」としており（同号証273ページ）、設計上、非常用ディーゼル発電機の施設を要求しているものの、その台数については記載していない。加えて、同解説においては、諸外国の発電所の電源設備状況が例示されているが、例示の1つである米国のヤンキー発電所については、原子炉の設計と送電線の信頼度とあいまってディーゼル発電機を置いていないことが指摘されている（同号証272ページ）。

このように、当時の専門家によって「原子力発電所に関する安全基準としては世界で始めて系統的に検討され」た同報告書においても1つのプラントにつき非常用ディーゼル発電機を2台設置することは要求されておらず、海外にはそもそもディーゼル発電機が設置されていない原子力発電所があったことからすれば、福島第一発電所1号機の設置許可処分当時、非常用ディーゼル発電機が1台であったことは、当時の知見に照らし何ら不合理ではなく、原子力委員会等における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落は認められない。

ウ なお、念のため福島第一発電所2号機から4号機の設置（変更）許可処分について述べるに、2号機及び3号機については、1号機と同様に昭和45年安全設計審査指針が策定される前に設置（変更）許可処分がされたものであるから、昭和45年安全設計審査指針で求めている「独立性および重複性」の要件との関係で2号機及び3号機の設置（変更）許可処分が国賠法上違法となる余地はない。

また、昭和45年安全設計審査指針策定後の4号機の設置（変更）許可処分について見ると、同指針の7の「独立性および重複性」とは、同

指針解説に記載されているとおり、「単一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることのないよう、非常用発電機を2台とするなどにより、十分な能力を有する系を2つ以上とし、かつ、一方が不作動となるような不利な状況下においても、他方に影響をおよぼさないように回路の分離、配置上の隔離などによる独立性の確保が設計基礎とされること」をいう（丙ハ第2号証11ページ「7 非常用電源設備」③）。

ここで、「非常用発電機を2台とするなどにより」（ゴシック体は引用者）とあるとおり、「非常用発電機を2台とする」との文言は飽くまでも例示であり、必ずしも、1つのプラント単独で非常用ディーゼル発電機2台を賄うことまで要求しているものではない。非常用ディーゼル発電機2台のうちの1台について隣接する別のプラントと共有であったとしても、独立性及び重複性の要件を欠くことはない。

例えば、福島第一発電所4号機の設置（変更）許可処分については、原子炉設置変更許可申請書の「非常用電源設備の構造」の項目において、「ディーゼル発電機 台数2（うち1台は3号機との共通予備）」と記載されている（丙ハ第41号証20ページ）。この申請を受けた調査審議においては、「非常用電源等」について「4号炉に必要な非常用電力は、3、4号炉用275KV送電線2回線から供給される。また、1、2、3号炉用所内電源系からも供給を受けることができ、これらの電源がすべて喪失してもディーゼル発電機（2台のうち1台は予備で3号炉と共用）、および所内の蓄電池から、供給できるようになっている。」とされ、十分な能力をもった同一の機能を有する系統が二つ以上あるから、重複性を備えており、2台のディーゼル発電機は設計上考慮する環境条件及び運転状態において一方が他方に影響を及ぼさないように設置されていることから、独立性が確保されており、非常用電源を備えた原子炉

の安全性が確認されている（丙ハ第6号証「2. 10 安全防護設備の機能確保」「(1)非常用電源等」）。このように、非常用ディーゼル発電機2台のうちの1台について他号機と共有であったとしても、独立性及び重複性の要件を満たしていたことは明らかである。

この点は、福島第一発電所2号機及び3号機の設置（変更）許可処分についても、昭和45年安全設計審査指針の策定前であるものの、同指針を先取りする形で、4号機と同様に非常用ディーゼル発電機2台のうち1台については共用となっていることを前提に原子炉安全専門審査会における調査審議がされた結果、安全性は十分確保し得ると認められ、原子力委員会の意見を尊重して内閣総理大臣により設置（変更）許可処分がなされており、その判断に看過し難い過誤、欠落は認められない。

エ したがって、本件設置等許可処分に当たって原子力委員会等の行った判断に看過し難い過誤、欠落は認められず、国賠法上の違法性は認められない。

### 第3 原告ら第22準備書面における求釈明に対する回答及び反論

1 被告国は、平成19年より前から、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組として行政指導を行うなどの措置を講じてきており、平成19年以降においても、被告東電を含む事業者に対して適宜適切に行政指導などを行ってきたこと

(1) シビアアクシデント対策については、被告国第5準備書面第3の1(2)、(3)ア(35～46ページ)のとおり、被告国は、昭和54年のスリーマイルアイランド原子力発電所事故、昭和61年のチェルノブイリ原子力発電所事故を契機として、昭和62年7月に原子炉安全基準部会に共通問題懇談会を設置し、シビアアクシデント対策について検討を進め、原子力安全委員会は、平成4年5月28日、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビ

「アアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて」を決定し、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組とした。それ以来被告国は、事業者に対して必要な行政指導を継続的に行ってきたところ、平成14年10月、保安院は、事業者から報告されたアクシデントマネージメントの整備について安全性の向上に有効であることを定量的に確認し、それを原子力安全委員会に報告した。また、保安院は、平成16年10月には事業者から報告された確率論的安全評価の結果の有効性を確認するとともに、事業者に対し、今後の研究の結果、得られた有用な知見についてはアクシデントマネージメントに反映するよう促した。このように、被告国は、平成19年より前から、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組として行政指導を行うなどの措置を講じてきたところである。

- (2) また、原告らが釈明を求める平成19年以降においても、被告国第5準備書面第3の1(3)イ、2及び3(47～54ページ)並びに被告国第7準備書面第8(71～77ページ)のとおり、被告国は、事業者に対し、平成18年9月19日に改訂された耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう指示していたものであり(耐震バックチェック)、加えて、平成19年7月の新潟県中越沖地震を踏まえて自衛消防体制の強化等を指示したほか、地震や津波に関する知見を収集し、そのための事業者に対する行政指導も行うなどしてきたところである。

平成18年耐震設計審査指針は、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動」に対する安全性だけでなく、それを上回る「残余のリスク」についても合理的に実行可能な限り小さくするための努力を払うことを求めている(甲ロ第6号証2ページ)。

保安院は、被告東電から平成20年3月31日に被告東電から提出された耐震バックチェック中間報告書について、合同WGの議論に基づいて平

成21年7月21日付けで本件各評価書を作成し、同年11月19日に原子力安全委員会が妥当なものと認めた後も、本件事故直前に至るまで、保安院は、被告東電に対してバックチェックの最終報告書の提出を促していたものである。

このように、平成18年10月27日の衆議院内閣委員会において、当時の鈴木篤之原子力安全委員会委員長が、アクシデントマネジメント対策として、他のプラントからの電源の融通等多角的な対応を事業者に対して求めていること、残余のリスクに対応するため耐震設計審査指針を改正したこと等を答弁しているとおりの（甲ハ第8号証13ページ）、被告国は、平成19年以降においても、シビアアクシデント対策について、被告東電を含む事業者に対して適時適切な行政指導などを行ってきたものである。

## 2 吉井議員の個別の質問等への対応としての情報収集や調査を行わなかったことにより、被告国の規制権限の不行使が著しく合理性を欠くということできないこと

原告らは、被告国が第5準備書面で明らかにした行政指導の経緯について、「これは吉井議員の質問や追及を受けてのものではな」く、「吉井議員の度重なる質問や質問主意書に基づいて、被告らがなんらかの具体的な資料収集や調査を行ったかどうか、また、なんらかの具体的なシビアアクシデント対策を取ったかどうか」を明らかにするよう求めている（原告ら第22準備書面12ページ）。

しかしながら、被告国第3準備書面第3の2（18～20ページ）のとおり、規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くか否かの判断に当たって考慮されるべき一切の事情としては、端的に行政庁において講じた措置の有無及びその内容が考慮されるべきであるところ、前記1のとおり、被告国は、平成19年より前から、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組として必要な行政指導を行うなどの措置を継続的に講じ、

平成19年以降においても、被告東電を含む事業者に対して適時適切な行政指導を行ってきたものである。加えて、原子炉の利用及び安全確保について一次的かつ最終的責任を負うのはもとより事業者であり、被告国は二次的かつ補完的責任を負うにとどまることにも鑑みれば、この点に関する被告国の規制権限の不行使が著しく合理性を欠くものといえないことは明らかである。

この点、原告らは、「吉井議員がシビアアクシデント対策の不備とその必要性について質問したにもかかわらず、それ以降も、吉井質問に基づいて被告らが必要な情報収集・調査義務を懈怠して予見する機会を失し、シビアアクシデント対策を取らなかったことは、結果回避義務違反のあることを裏づける重要な間接事実」であると主張する（原告ら第22準備書面2ページ）。しかしながら、行政庁において講じた措置が特定の国会議員の質問や質問主意書に対する対応としてされたか否かや、特定の国会議員の個別の質問等に対する個別の対応如何の当否は、規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くか否かの判断に直接関係がなく、本件で取り立てて問題とされるべきものとはいえず、原告らの上記主張は失当である。

以 上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年5月2日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した放射能漏れ事故	答弁書	2	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	2	
ソ連	ソビエト連邦	答弁書	2	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）	答弁書	7	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	答弁書	9	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構（J N E S）	答弁書	12	
日本版評価尺度	原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	13	
新指針 又は 平成18年耐震設計審	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年改訂後のもの）	答弁書	15	



査指針				
旧指針 又は 平成13年 耐震設計審 査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設 計審査指針（平成13年改訂後平 成18年改訂前のもの）	答弁書	15	
O. P.	小名浜港工事基準面（「Onahama P eil」）	答弁書	18	
本件地震	平成23年3月11日に発生した マグニチュード9.0の東北地方 太平洋沖地震	答弁書	18	
政府事故調 査中間報告 書	東京電力株式会社福島原子力発電 所における事故調査・検証委員会 作成の平成23年12月26日付 け「中間報告」	答弁書	19	
東電事故調 査最終報告 書	東京電力株式会社作成の平成24 年6月20日付け「福島原子力事 故調査報告書」	答弁書	19	
国会事故調 査委員会	国会における第三者機関による調 査委員会（東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会）	答弁書	19	
国会事故調 査報告書	国会における第三者機関による調 査委員会（東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会）が発表した 平成24年7月5日付け報告書	答弁書	19	
中間指針（第 一次追補）	東京電力株式会社福島第一，第二 原子力発電所事故による原子力損 害の範囲の判定等に関する中間指 針追補（自主的避難等に係る損害 について）（第一次追補）（平成 23年12月6日原子力損害賠償 紛争審査会決定）	答弁書	30	
中間指針	東京電力株式会社福島第一，第二 原子力発電所事故による原子力損 害の範囲の判定等に関する中間指	答弁書	30	

	針（平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会決定）			
円滑化会議	原子力損害賠償円滑化会議	答弁書	31	
バックチェックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について（平成18年9月20日原子力安全・保安院決定）	答弁書	38	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	答弁書	43	
最高裁平成4年判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決	答弁書	46	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第1準備書面	2	
原告ら第2準備書面	2013（平成25）年7月12日付け第2準備書面（原子炉設置許可処分と国賠法1条1項の関係）	第1準備書面	5	
昭和39年原子炉立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	第1準備書面	13	
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	第1準備書面	13	
重大事故	敷地周辺の事象，原子炉の特性，安全防護施設等を考慮し，技術的見地からみて，最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故	第1準備書面	14	

仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故	第1準備書面	14	
原告ら第1準備書面	2013（平成25）年7月12日付け第1準備書面（被告国の求釈明に対する回答）	第1準備書面	26	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術（土木学会原子力土木委員会）	第1準備書面	35	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	36	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について（平成14年7月31日地震調査研究推進本部発表）	第1準備書面	37	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第1準備書面	42	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第1準備書面	42	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第1準備書面	42	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第1準備書面	42	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第1準備書面	53	
訴えの変更申立書	2013（平成25）年10月2日付け訴えの変更申立書	第2準備書面	1	
原告ら第5準備書面	2013（平成25）年10月2日付け第5準備書面（規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等）	第3準備書面	1	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号	第3準備書面	1	

	1032ページ			
関西水俣病 最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15 日第二小法廷判決・民集58巻7 号1802ページ	第3準備 書面	1	
本件各判決	宅建業者最高裁判決，筑豊じん肺 最高裁判決，クロロキン最高裁判 決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備 書面	1	
クロロキン 最高裁判決 等	宅建業者最高裁判決及びクロロキ ン最高裁判決	第3準備 書面	1	
筑豊じん肺 最高裁判決 等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水 俣病最高裁判決	第3準備 書面	1	
被告国への 求釈明	2013（平成25）年10月1 8日付けの「被告国への求釈明」 （規制権限不行使の違法性を判断 する際の考慮要素について）と題 する書面	第3準備 書面	2	
宅建業法	宅地建物取引業法	第3準備 書面	3	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する 法律及び工場排水等の規制に関す る法律	第3準備 書面	8	
その他の規 制措置	日本薬局方からの削除や製造の承 認の取消しの措置以外の規制措置	第3準備 書面	12	
放射線障害 防止法	放射性同位元素等による放射線障 害の防止に関する法律	第4準備 書面	5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基 準を定める省令	第4準備 書面	7	
保安院	原子力安全・保安院	第4準備 書面	11	
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用 前検査の合格，保安規定の認可並 びに施設定期検査までの規制	第4準備 書面	14	
平成13年	平成13年3月29日に一部改訂	第4準備	23	

安全設計審査指針	がされた安全設計審査指針	書面		
原告ら第6準備書面	2013（平成25）年12月6日付け第6準備書面（津波・地震・シビアアクシデントに関する知見）	第5準備書面	1	
原告ら第7準備書面	2013（平成25）年12月11日付け第7準備書面（原子力法体系及び規制権限不行使）	第5準備書面	1	
延宝房総沖地震	1677年11月の房総沖の地震	第5準備書面	5	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	19	
佐竹ほか（2008）	石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）	第5準備書面	21	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波，地質・地盤合同ワーキンググループ	第5準備書面	22	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第5準備書面	23	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面	55	
原子力委員会等	原子力委員会又は原子炉安全専門審査会	第6準備書面	1	
耐震設計審	発電用原子炉施設に関する耐震設	第6準備	6	

査指針	計審査指針	書面		
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	第6準備 書面	9	
原告ら求釈 明申立書	原告らの平成26年4月9日付け 「被告国と被告東京電力に対する 求釈明申立書」	第7準備 書面	2	
ミドリ十字	株式会社ミドリ十字	第7準備 書面	40	
政府事故調 査最終報告 書	政府に設置された東京電力福島原 子力発電所における事故調査・検 証委員会作成の平成24年7月2 3日付け「最終報告書」	第7準備 書面	48	
マイアミ論 文	被告東電の原子力技術・品質安全 部員が平成18年7月に米国マイ アミで開催された第14回原子力 工学国際会議で発表した論文	第7準備 書面	55	
安全設計審 査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する 安全設計審査指針（改訂の前後を 問わず）	第7準備 書面	93	